



1月11日19時00分公表

令和3年1月11日
内閣府（防災担当）

令和3年1月7日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第7報】

1. 災害の概要

令和3年1月7日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で4県 22 市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	秋田県	4	2	1	7
2	新潟県	6	0	0	6
3	富山県	<u>4</u>	0	0	<u>4</u>
4	福井県	5	0	0	5
4県合計		<u>19</u>	2	1	<u>22</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【秋田県】</p> <p>横手市 (よこてし)</p> <p>湯沢市 (ゆざわし)</p> <p>大仙市 (だいせんし)</p> <p>仙北市 (せんぼくし)</p> <p>仙北郡美郷町 (せんぼくぐんみさとちょう)</p> <p>雄勝郡羽後町 (おがちぐんうごまち)</p> <p>雄勝郡東成瀬村 (おがちぐんひがしなるせむら)</p>	1月7日	<p>連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【新潟県】</p> <p>長岡市 (ながおかし)</p> <p>柏崎市 (かしわざきし)</p> <p>十日町市 (とおかまちし)</p> <p>糸魚川市 (いといがわし)</p> <p>妙高市 (みょうこうし)</p> <p>上越市 (じょうえつし)</p>	1月10日	<p>連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【富山県】</p> <p>砺波市 (となみし)</p> <p>小矢部市 (おやべし)</p> <p>南砺市 (なんとし)</p> <p>氷見市 (ひみし)</p>	1月9日	<p>大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【福井県】</p> <p>福井市 (ふくいし)</p> <p>あわら市 (あわらし)</p> <p>坂井市 (さかいし)</p>	1月9日	<p>大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
大野市 (おおのし) 勝山市 (かつやまし)	1月10日	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・炊き出しその他による食品の給与、障害物の除去等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、横田、森戸、柚上、山地
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）